

いじめ防止 基本方針



新潟市立小新中学校

1 基本理念

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒達が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む。

いじめは、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を、関係機関等含めて連携して進める。

2 基本方針のポイント

○すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことで、生徒の健全な心の育成を図る。

○いじめは絶対に許さない、見逃さないという強い気持ちを持ち、お互いに認め合い、支え合い、高め合う雰囲気醸成する。

○生徒の心に寄り添う指導を重視し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

○いじめに対する指導体制を確立し、情報の収集、分析、教育相談、問題行動への対処等を迅速かつ的確に行えるようにする。

○いじめが疑われる場合は、その状況把握に努め、できるだけ多くの情報を生徒、職員より集める。そして、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。また、生徒指導部による集積・分析を行う。

○保護者、地域、小学校との連携を強化し、中学校区全体で児童・生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

3 いじめ防止に係る組織について

<校内> いじめ未然防止委員会

生徒の日頃の様子についての情報交換や、いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

定例会として、週1回開催するが、いじめが生じた場合など、必要に応じて、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対応する。

構成員：生徒指導主事（兼いじめ防止加配教員）、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、不登校未然防止担当、特別支援教育コーディネーター

<校外> 小新中学校区いじめ防止連絡協議会

小新中学校区の小中学校（坂井輪小学校、小新中学校）、小中学校の保護者、地域の代表等が連携し、小新中学校区全体でいじめ防止等に向けての取組を充実させ、小中学校9年間の成長過程において健全な心の育成を図る。

定例会は、小中連携事業推進会議として年2回開催する。重大事態発生時は、その都度開催する。

構成員：学校長（小中学校）、教頭（小中学校）、生徒指導主事（中学校）、生活指導主任（小学校）PTA会長（小中学校）、小新中学校区青少年育成協議会会長、小新中学校区まちづくり協議会会長・副会長、坂井輪小学校区交通安全協議会会長

<組織全体イメージ図>

<校外> 小新中学校区いじめ防止連絡協議会

<校内> 小新中学校いじめ未然防止委員会

4 いじめのない明るく充実した学校生活実現のための取組内容

(1) 特別活動の取組から（学級活動、学校行事、生徒会活動）

<学級活動>

- ・朝の会、帰りの会を連絡の場から脱し、生徒を育てる場として効果的に活用する。
→生活班などの構成グループを活用した話し合い活動を日常的に実践する。
- ・全学級において、学級目標、学級旗を作成し、集団として有るべき姿や方向性を示し、共通理解を図る。
- ・小新ダイアリーを活用し、教師生徒間のレポートを形成する。また、人間関係と個の特徴を把握し、生徒の居場所づくりに努める。
- ・係活動を通して、生徒の自主性を尊重し、達成感や集団に貢献することの喜びを感得できるようにする。
- ・定期的にS G E（構成的グループエンカウンター）を実施し、ふれあい、リレーションを促進するものから個々の内面を見つめるような内容へ展開させ、自己受容力、他者受容力を計画的に育成する。

<学校行事>

- ・儀式的行事（入学式、卒業式など）を通して、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、新しい生活の展開への動機づけを図る。
- ・体育的行事（校内駅伝大会、体育祭「天翔祭」など）を通して、目標をもって粘り強く取り組む生徒を育成する。また、集団としての仲間意識、連帯感を高める。さらに、互いに認め合う人間関係を育成することで、自己有用感を高める。
- ・学校行事等の際、個や集団でふり返りの場面を設定し、自己の成長や仲間の良さに気づくことができるようサンキューカードの交換を行う（ピアサポートとしての取組含む）。

<生徒会活動>

- ・生徒憲章3つの心と生徒会スローガンをテーマに、各委員会で、日常生活を活発化にさせる取組を実施する（生活委員会による毎朝のあいさつ運動など）。
- ・月1回の専門委員会の実施。
→各月の目標設定、ふり返りの場面を設定し、校内掲示を通して、すべての委員会の活動内容が全校で確認できるようにする。
- ・生徒会主催で「おもいやり集会」を年間2回実施し、いじめ見逃しゼロの意識を高め、思いやりの気持ちと望ましい人との関わり方について考えを深める。

(2) 道徳教育の取組から

①いじめを生まない心をつくるための重点的な内容

- 1－(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志を持つ。
- 1－(4) 真理を愛し真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- 2－(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
- 2－(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
- 2－(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
- 2－(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
- 3－(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- 3－(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見いだすように努める。
- 4－(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- 4－(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- 4－(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
- 4－(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め協力してよりよい校風を樹立する。
- 4－(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

②実践上の配慮事項

- ・「道徳での学び合い・高め合い」を今年度の職員研修テーマとして掲げ、1人1授業や校内研修を通して研鑽に励む。
- ・他との関わりを通して、倫理観や規範意識の育成を図る。
- ・生徒の自我関与を促すよう資料の工夫を行う。
- ・実践力を育てるため、日常生活や特別活動、総合的な学習の時間帯の体験活動との関連を図った授業を実践する。

(3) 情報を共有する取組

- ・情報共有と即時対応のため、毎日終学活時に、校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭でミーティングを開く。
- ・全職員での共有を図るため、週1回、生徒指導ファイル（記録、対応）を配布する。
- ・生徒指導部員間での情報共有と適切な対応についての協議のため、週1回、生徒指導部会を開く。（構成員：生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、不登校未然防止担当、特別支援教育コーディネーター）
- ・生徒自身の自己省察と全校生徒の生活の実状を把握するために、月1回、学校生活アンケート（心の整理ばこ・市いじめアンケート）を実施する。規定箇所にチェックが入った生徒については、担任が即日対応し、学年生徒指導、学年主任を通して生徒指導主事、管理職に情報をあげる。
- ・学級における適応感を把握し、適切な対応を図るために、年2回、学級適応感尺度（ASSESS）を実施する。また、結果を分析し、対応について協議する校内研修を実施する。
- ・全職員で生徒の状況について把握し、適切な対応に生かすために、定期的に生徒理解会議を持ち、情報交換を行う。
- ・個々の生徒の心の状況を把握し、適切な助言をするために、年2回、定期教育相談の実施、随時チャンス相談を実施する。
- ・学年部での連携、学級担任と教科担任との連携により日々の観察を行う。

(4) スクールカウンセラー、外部機関、地域、小学校との連携

- ・小中連携事業を推進し、小中で共通した取組として「縦割り無言気づき清掃」「ハートフルツリー作成」を実施する。また、期間を設けて小学生と中学生が登下校中にあいさつを交わすキャンペーンや、中学校の陸上部生徒が小学校を訪問して陸上指導をするなど、児童生徒が関わる場面を設定し、自己有用感を培う機会とする。
- ・スクールカウンセラーによる生徒、保護者へのカウンセリング、および職員に対するコンサルテーションの実施。
- ・教育相談センターや児童相談所、または、地域のまちづくり協議会や主任児童委員、街頭育成員と連携し、日頃から情報交換を密に行う。
- ・地域と学校パートナーシップ事業として、「花の植え方教室」や「(HUG) 避難所運営ゲーム」を実施し、生徒と地域が密に交流できるような場面を設定する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される。これを踏まえ、次の対策を行う。

①学校で行う対策

- ・携帯電話・スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器は所持しない(学校の願い)。また、学校への持ち込みは禁止とする。
- ・不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用・閲覧は禁止するという立場で指導する。
- ・機会をとらえて情報モラルの指導を強化する。特に、インターネットの危険性やトラブルについて周知する講演会を設定する。
- ・小中連携事業の中で、小学校のうちに児童、保護者に対する教育を徹底する。

②家庭に対して行う対策

- ・入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルについて啓発する場を設定する。
- ・生徒指導だよりを通して、インターネットトラブルについて啓発するとともに、生徒の携帯電話・スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器等の利用については、保護者の責任及び監督の下で適切に行われるよう要請する。
- ・以下の状況がわかった場合は、保護者、本人と面談を行い、解約、退会、閉鎖等を勧告する。
 - *学校生活に支障が生じている(寝不足や中毒症状が見られる)。
 - *ネット犯罪、ネットトラブル、ネットいじめに巻き込まれたり、関わった。
 - *ネット利用の約束(個人情報をながした、事業者の定める規約に違反した等)が守られていない。

③発生時の対応

- ・必要に応じて市教育委員会、所轄警察署、サーバー管理会社等関係機関と連携して速やかに現況の改善を図る。
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導を十分行うとともに、事案の推移について継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

(6) その他

- ・5月にいじめ見逃しゼロ集会を開催し、生徒指導主事からいじめの定義、いじめの根絶を難しくしている要因について学び、いじめはいつでもどこにでも起きうることを再認識し、日頃の人間関係をふり返る機会とする。また、いじめが起きた際は、それぞれの立場でどう行動すれば良いかを話し合わせ、考えを深める場とする。
- ・自主的な活動を促すために、新時代プロジェクト(ノーチャイム、縦割り無言気づき清掃)の推進を継続する。

5 年間指導計画

月	行事 生徒会	生徒指導・教育相談	特別活動 *地域・小中連携	日々の取組
4	入学式 各委員会から日常活動を活発にする取組	生徒指導部会（週1回） 生徒指導ファイルの配布（週1回） 定期教育相談、生徒理解会議 生活アンケート（心の整理ばこ）	S G E 授業 専門委員会（月1回）	○日常の観察 ・学年部での連携、学級担任と教科担任との連携による日々の観察。 ○情報共有 ・終学活時にミーティング（校長、教頭、生徒指導主事、教務、各学年主任、養護教諭）を開き、その日に起こったことの情報交換と対応について協議。 ○外部との連携 ・教育相談センターや児童相談所などの外部機関、また、地域の主任児童委員、街頭育成員と連携し、日頃から情報交換を密に行う。
5	生徒総会 思いやり集会 校内駅伝大会	生活アンケート （心の整理ばこ）	校内駅伝ふり返り *花の植え方教室	
6	いじめ見逃し ゼロ集会	生活アンケート （心の整理ばこ）	S G E 授業	
7	2年職場体験	学習相談 生活アンケート （市いじめアンケート）	*登下校、小中あいさつキャンペーン	
8		生徒理解会議	天翔祭異学年メッセージ書き	
9	天翔祭	生活アンケート （心の整理ばこ）	天翔祭ふり返り サンキューカードの作成、交換	
10	響奏祭	生活アンケート （心の整理ばこ）	合唱ふり返り サンキューカードの作成、交換	
11	おもいやり集会 1年福祉体験	定期教育相談	おもいやり集会に向けて *思いやり集会参加	
12	修学旅行 立会演説会	生活アンケート （市いじめアンケート）	*ハートフルツリー 作成、掲示	
1		生活アンケート （心の整理ばこ）		
2	生徒総会	生活アンケート （市いじめアンケート）	卒業プロジェクト	
3	卒業式		卒業式ふり返り	

6 いじめ発生時の対応について

1 被害者への対応・・・本人の辛い気持ちを理解し、心の傷を癒す。

- ① 話をうなずきながら共感して聴く。 ② 本人の訴えた言葉を繰り返す。
- ③ 話が混乱している時には、その内容を整理して伝える。
- ④ 分からないことを質問する。 ⑤ 本人が努力していることを認める。

<適切な対応をするために事実確認をすること>

- ・ いつ頃から？（最近？長期？）どんな時に？
- ・ どんなことから？何かのきっかけで？
- ・ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
- ・ どんな方法で？（暴力？無視？物隠し？など）
- ・ 1対1？複数？グループ？だれが？（命令する人は？）

2 加害者への対応・・・いじめは絶対に許さない気持ちを訴える。

「事実をしっかり認めさせる」→「言い逃れはさせない」→「きちんと謝罪させる」
→「人間性を否定しない」→「今まで以上に関わりをもつ」

- ① 事実を明確にする。
 - ・ 何があったか？どんな行動を取ったか？・いつ頃からか？どんな時に？
 - ・ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
 - ・ どんな気持ち？どうむかつくのか？どんな方法で？・1対1？複数？グループ？
- ② いじめを認めたら、相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。
- ③ 「このいじめの言動は絶対に許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」
ことに気付かせる。
- ④ 意見が対立する時は「もう一度よく考えて話し合おう」と言って先を急がない。
[軽い気持ち・周囲の雰囲気でない場合]
→たいていは深く反省しているので、基本的な指導を行い、相手へ謝罪させる。
[悪質なものと反省の気持ちがない場合]
→いじめの行為の背景(家庭、友達関係、学習等)を十分聞き出し、共感していく。
→間違いを諭し、今後に向けての決意を決めさせ、定期的にふり返りをさせる。
*いじめの行為は、ある意味、加害者もSOSを出していると考え、指導と同時に加害者の抱える問題について自己理解を深めさせ支援することも必要である。

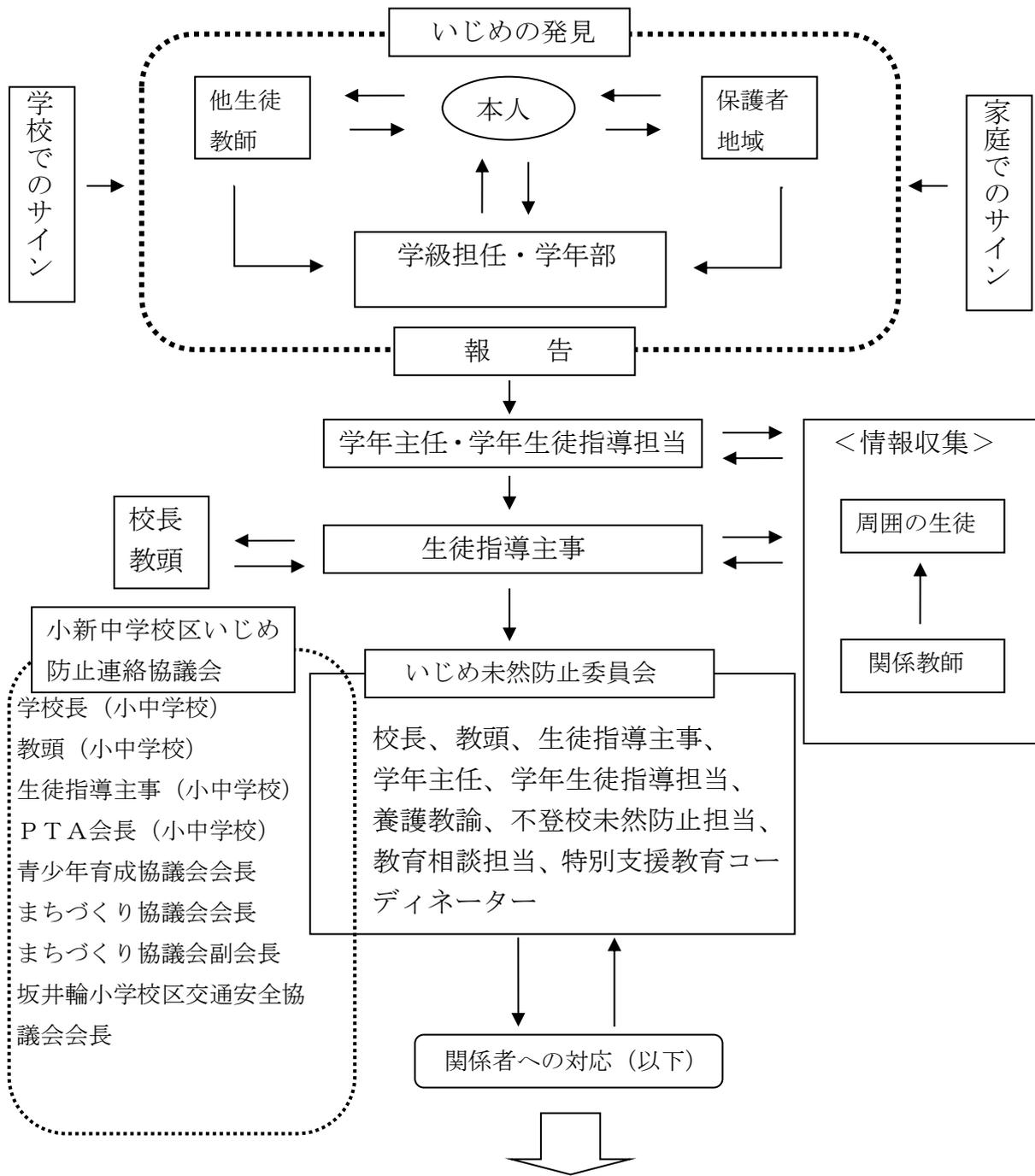
3 観衆・傍観者への対応・・・観衆・傍観者も他人事ではなく、加害者と同じであるという気持ちを持たせる。

- ① 「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。
 - ・ 傍観者も加害者という自覚を深める。
 - ・ 周囲にながされず、人として正しいことを主張する大切さを徹底する。
- ② いじめられる側にも問題があるという受け止めはさせない。
- ③ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる。
 - ・ 他人に優しくしたり、優しくされたりする経験、場面設定を増やす。
 - ・ 学級での思いやりのある行動を取り上げて広める。

4 保護者、関係機関への対応・・・情報を共有し、より良い方向性を相談する。

- ① 保護者への連絡は、事実関係、指導の経緯をていねいに説明する。
 - ・ 被害生徒の保護者には、苦しみを共感しながら説明をする。
 - ・ 加害生徒の保護者には、被害生徒の保護者に連絡をさせる。また、生徒、保護者の気持ちを確認しながら内容によっては謝罪や話し合いの場を設定する。
- ② いじめの内容や頻度によって、該当する関係機関との連携を積極的に図る。

<対応全体図>

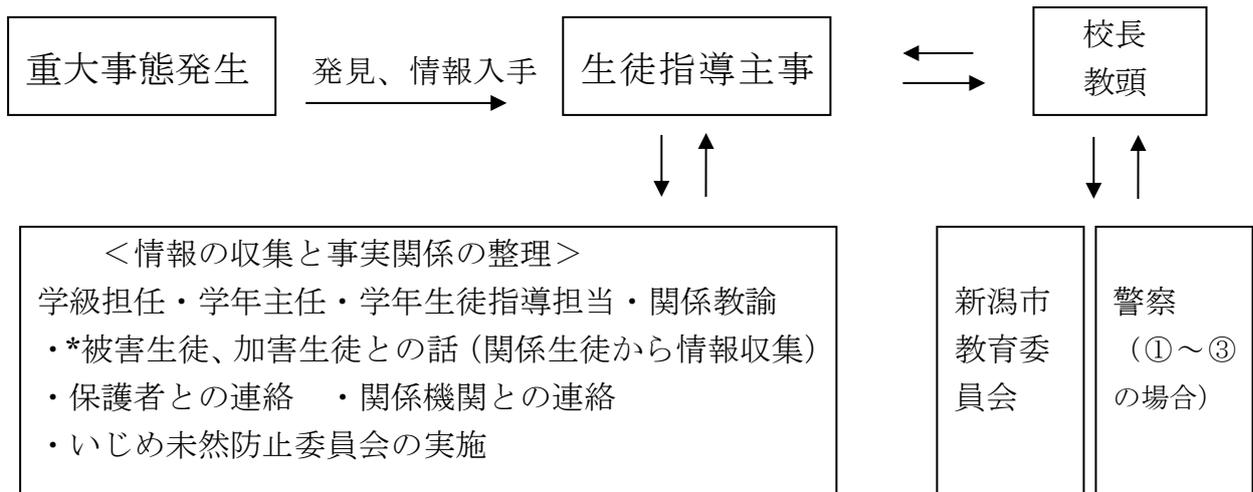


地域 マスコミへの 対応 ・教頭	保護者への 対応 ・学級担任 ・学年主任 ・生徒指導主事	傍観者への 対応 ・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・生徒指導主事	加害者への 対応 ・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・生徒指導主事	被害者への 対応 ・学級担任 ・学年主任 ・学年部 ・養護教諭 ・S C
---------------------------	--	--	--	--

7 重大事態発生時の対応について

- 1 生徒がいじめを受けたことにより
 - ① 自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 相当期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるとき（「相当期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけではなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
- 2 対応、調査について
 - ① 事実を明確にすることを目的にいつ、誰がどのように関わったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。
 - ② 調査については、新潟市教育委員会の新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。学校は、客観的な事実関係を速やかに調査し、情報を新潟市教育委員会へ提出する。

<対応全体図>



*被害生徒について

- ①被害生徒からの聴き取りが可能な場合

学級担任、または学年部職員から、いじめの状況について、ていねいな聴き取りをする。また、周囲の生徒に対してもアンケートや聴き取りを行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
- ②被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望を・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査をすすめる。